

横浜市児童生徒自殺事案基本調査の点検結果について

2024年7月25日

点検業務受託弁護士

栗山博史 浅井崇裕 石川由衣 石野百合子 片山里美

毛塚衛 佐藤みのり 上西宏明 田邊麻耶 中里勇輝

第1 基本調査の点検に至る経緯

本年3月、横浜市教育委員会は、横浜市立の小学校・中学校・高等学校で、過去10年間に、41名の児童・生徒が自殺したと公表

子どもの自殺または自殺が疑われる死亡事案の発生

→「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月1日 文科省「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」）に基づいて、背景調査を実施

基本調査……学校が主体となっていく基本調査は自殺事案または自殺が疑われる死亡事案全件について実施

詳細調査……基本調査を実施した後、学校生活に関係する要素が背景に疑われる場合等必要な場合には、外部専門家を加えた調査組織による詳細調査を実施

いじめ重大事態調査……いじめによる自殺の疑いが生じたときは、いじめ防止対策推進法28条1項1号により、重大事態調査を実施

本年3月8日公表の横浜市の生徒のいじめ重大事態（自殺）事案において、遺族が自殺直後からいじめを訴えていたにもかかわらず、基本調査等が適切に実施されていなかったことが判明
→横浜市会運営委員会

過去に発生した他の死亡事案の中にいじめによる自殺事案がなかったかどうかの調査を徹底して行うことを求める内容の申出

→横浜市教委

基本調査を実施した事案について、いじめその他の学校生活に関係する事実が背景に疑われるかという視点で1つ1つ点検を行うことを決定

点検作業を、本年4月、神奈川県弁護士会所属の弁護士10名（いじめ重大事態調査等の各種調査を経験。県弁護士会子どもの権利委員会に所属。横浜市との利害関係なし）に委託

第2 点検の対象事案

1 横浜市立の小学校・中学校・高等学校

平成26年4月から令和6年3月までの10年間

41件の子どもの自殺または自殺が疑われる死亡事案

当初受託事案……38件（令和6年4月においてすでにいじめ重大事態調査または詳細調査が終了したまたは継続中の3件を除く）

点検対象事案……36件（点検の委託を受けた後に、さらに2件についていじめ重大事態調査または詳細調査が開始された）

2 36件の自殺が起きた年度別（4月から翌3月）内訳

令5	令4	令3	令2	令1	平30	平29	平28	平27	平26
5	6	3	6	2	3	4	3	2	2

※小学校、中学校及び高校の全校種で自殺が起きている

第3 点検の方法及び視点

1 点検の方法

点検の対象事案である36件は、いずれも基本調査のみで終了
基本調査の経過や遺族への報告内容等は、基本的には文書の記録として保管
この記録の内容を受託弁護士らが読み込み、点検を実施
（必要に応じて追加資料の提供を求め、横浜市教委から提供された資料も参照）
点検の過程における聴き取り調査は実施せず

2 点検の視点

(1) 背景調査指針

詳細調査またはいじめ重大事態調査は、子どもの自殺または自殺が疑われる死亡事案という重大な結果が生じている状況のもとで、何があったのか知りたい、事実に向き合いたいという遺族の要望に応えるとともに、学校側としても、事実に向き合ったうえで、同種事態の再発防止のための対策に取り組めるようにするために実施されるもの

このような趣旨を踏まえて、背景調査指針は、「全ての事案について心理の専門家などを加えた調査組織で詳細調査を行うことが望まれる。これが難しい場合は、少なくとも次の場合に、詳細調査に移行する」としている（12頁）

- ①学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合
- ②遺族の要望がある場合
- ③その他必要な場合

※「学校生活に関係する要素」

「学業不振」「進路問題」「不登校又は不登校傾向」「原級留置」「教職員からの指導」「懲戒等の措置」「転校等」「友人の転校等」「教職員との関係での悩み」「いじめの問題」「異性問題」「暴力行為」「暴力行為以外の素行不良」「指導困難学級」等

(2) いじめ防止対策推進法

いじめ防止対策推進法28条1項1号

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」…「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」

※「いじめにより」とは、重大な被害の要因がいじめであることを意味する（文科省「いじめの防止等のための基本的な方針」平成29年3月14日最終改定 32頁）

※児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとき

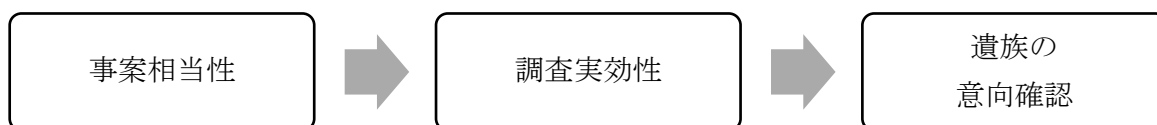
しても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる（文科省基本方針 32頁、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」4頁）

(3) 受託弁護士らの点検の視点及び判断手法

最終目標……上記背景調査指針及びいじめ防止対策推進法の内容を踏まえて、対象事案36件の中に、現時点で、詳細調査またはいじめ重大事態調査に移行すべきであると考えられる事案があるか、ということを見極めること

点検の対象事案の発生時期については幅があるが、令和4年度及び5年度だけでも10件を超える事案がある。詳細調査またはいじめ重大事態調査に移行すべきであると考えられる事案については、今からでも調査を行おうと決意すれば可能であり、横浜市教委において速やかに調査実施についての検討を行うべき

判断手法



①事案相当性

……基本調査の結果、その時点において、詳細調査またはいじめ重大事態調査を実施すべき事案であるといえるか

②調査実効性

……（事案相当性があると判断されたことを前提として）

現時点において詳細調査またはいじめ重大事態調査を実施するとした場合、「自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す」という詳細調査の目的、または、「いじめの事実の全容解明」といういじめ重大事態調査の目的を実現するための実効的な調査ができるか

③上記①② いずれもありの場合

→調査を行うとなれば、遺族への説明やその意向聴取が改めて必要となるため、調査に先立ち、または、調査を行うかどうかを判断するためにも、遺族の意向確認を行うことが必要

【事案相当性について】

「学校生活に関係する要素」は、背景調査指針が挙げる例から見ると、極めて広範な概念であり、この「背景」「疑い」をそのまま文字通りに当てはめれば、学校に在籍する子どもが自殺した場合は、ほぼ例外なく、「学校生活に関係する要素が背景に疑われる場合」といえるようにも思われる

他方、いじめ防止対策推進法28条1項1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命……に重大な被害が生じた疑いがある」は、子ども自身が遺書やノート等にいじめのことを書いて自ら訴えていたり、遺族からそのような申立てがあった場合等は別として、実

際に調査を行っていじめに関する具体的な事実関係が解明されないと、これを認めることは容易ではない

→受託弁護士らの検討の過程においては、「学校生活に関係する要素が背景に疑われる場合」に該当するかどうかの判断が先行

自殺は、一般的に、様々な原因からなる複雑な現象であると言われ、その原因が特定されない場合が少なくないということであり（背景調査指針3頁）、学校生活に関係する要素の他に、個人的な要因、家庭に関係する要因も相当程度に影響しているとみられる

文科省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の令和4年度（令和5年10月4日発表）の結果でも、「自殺した児童生徒が置かれていた状況」のうち、「家庭不和」「父母等の叱責」「精神障害」は無視できない割合を占めている

対象事案の中にも、子どもの自殺の背景に、子どもが到底抱えきれない家庭内の葛藤があり、それが子どもの精神・心理状態に多大なる影響を与えているとみられる事案が相当数存在

→そのような事案においては、学校生活に関係する要素が背景に疑われる場合であっても、その程度が相対的に低いと見られるときは、受託弁護士らの集団的討議を経て、学校側における再発防止策を検討すべき事案ではなく、事案相当性がないと判断

【調査実効性について】

対象事案の中には、事案発生からすでに相当年数経過し、当時同学年だった子どもがすでに卒業し、別々の生活を送っているものも相当数ある

詳細調査もいじめ重大事態調査も、あくまで関係者の協力に基づく任意の調査であるから、このような場合、聴き取り調査を実施しようとしても、どの程度の協力が得られるかは不明

いじめをはじめとして、自殺した子どもに心身の苦痛を与え、またはその心を悩ませていた出来事の内容が疑われるとしても、それが言葉や態度等によるものであり、外形的痕跡を残さないような態様のものであるとすると、時間の経過とともに周囲の子どもの記憶が薄れてしまい、現時点で改めて聴き取り調査等を実施しても、事実認定の根拠資料になり得る程度の信頼性のある情報が得られない可能性が高い

→このような場合、現時点においては調査実効性が乏しいと判断

対象事案の中には、学校生活に関係する要素が背景に疑われつつも、他方で家庭内の葛藤があり、それが子どもの精神・心理状態に多大なる影響を与えているとみられる事案が相当数存在。そのような事案では、保護者が子どもを守ることができなかったとして自責、後悔の念を抱いている事案が相当数存在すると推察される

また、そのような事案の中には、保護者が子どもを守ることができなかったという程度にとどまらず、法的には、保護者による身体的または心理的虐待があり、保護者の「加害者性」を否定しがたい事案もある

また、遺族が、子どもの死亡や自殺の事実を他の子どもや保護者に知らせたくないと思ふ事案もある

→このような場合、詳細調査において、事実上、保護者の協力を得ることは難しく、子どもの自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることは不可能

調査実効性がないと判断された事案においても、公的機関である学校として、また、学校を指導・支援する立場にある教育委員会として、子どもの命を救うという観点からなし得たことがあるとして検証の必要性を認識したものについては、別途その旨指摘

第4 点検結果の概要

1 事案相当性及び調査実効性を判断するうえでの前提事項

- (1) 遺書の有無
記録上、遺書または自殺直前の時期の本人の内心を記述した文書・メモ等が存在すると確認されている事案……11件
- (2) 自殺でない事案または自殺でない可能性のある事案
 - ・基本調査の過程で事故死であるとの判断に至ったもの……1件 →事案相当性なし
 - ・警察の捜査によっては死亡原因が事故なのか自殺なのか明確でない事案……2件
→これらについては、調査組織において背景事実を丁寧に探ることによって自殺であるとの判断に至ることもあり得ることから、事案相当性及び調査実効性を判断
- (3) 基本調査における聴き取り調査について
 - ア 教員からの聴き取りまたはアンケート調査
多くの事案で実施
実施されたか否かが不明……2件
実施されたことがうかがわれるものの、記録化が不十分……2件 事案発生8年以上前
 - イ 子どもからの聴き取りまたはアンケート調査
多くの事案で実施せず
子どもと面談し、聴き取りを実施したことが明らかな事案……5件
そのうち4件は、自殺した子どもと近い関係にあった子どもたち（10名未満）に限定
ただし、真相解明を目的とした事実の聴き取りというよりも、子どもの心理的ケアを目的として面談したとみられる事案もある
- (4) 子どもの死亡または自殺の事実の公表を望まない傾向について
対象事案の中には、遺族が、同じ学校に在籍する子どもやその保護者に自殺または死亡の事実を伝えることを望まない事案が相当数存在
遺族が、自殺の事実を周知したくない、または、死亡したこと自体を周知したくないとの意向を示していたと記録上の記載から判断された事案……24件
これ以外にも、遺族が同様の意向を示した事案が存在する可能性あり

2 事案相当性について

- (1) 件数 ①事案相当性あり 13件
 ②事案相当性なし 23件

(2) 事案相当性ありの事案（13件）の内訳

- ・子どもに対するいじめの存在が疑われる事案……4件
（いじめによる自殺の疑いがある事案……3件）
※いじめによる自殺の疑い……子ども自身が遺書やノート等にいじめのことを書いて自ら訴える、遺族からの申立て
- ・いじめ以外の学校生活に関する背景事実
学習・進路に関する悩み・不安、交友関係に関する悩み等

※これらの事案においても、学校生活に係る背景事実の他に、個人的な背景事実または家庭に係る背景事実も存在し、それらの事実が子どもの自殺に影響を与えている疑いがあるものが存在しており、事案相当性ありとしたものについても、それらがいじめその他の学校生活に関する要素が自殺の主たる原因であると疑われるとするものではない

(3) 事案相当性なしの事案（23件）の内訳

- ・背景事情に個人的要素や家庭に係る要素があると考えられ、または背景事情がよくわからないもの
それら事案の中には学校生活に係る要素が背景に疑われるものも含まれているが、個人的要素や家庭に係る要素と比較して、その程度は相対的に（圧倒的に）低いと判断
- ・個人的要素や家庭に係る要素の例
親・きょうだいをはじめとする同居家族との間の葛藤、本人の身体的又は精神的障害等
- ・事案相当性なしと判断された事案の中での学校生活に係る要素
学習・進路不安が多い

3 調査実効性について

- ・事案発生から年単位で長時間が経過してしまっていることにより現時点においては調査実効性が乏しいと判断せざるを得ない事案
- ・事実上、保護者（遺族）の協力を得ることが難しく、子どもの自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることは不可能であると考えられる事案

事案相当性あり（13件）		
時間の経過により調査実効性乏しい 6件	保護者（遺族）の協力を得ることが困難 4件	調査実効性あり 3件★

- ★詳細調査2件（1件は事案発生からさほど時間経過せず遺族の意向を確認中）
いじめ重大事態調査1件

※事案発生から長時間経過し、または、保護者（遺族）の協力を得ることが難しいと考えられる事案のうち、2件については、今後、同じような自殺事案が起きることを防止するため、当該の子どもに対する学校側の対応や横浜市教委の対応に限定して検証を行い、第三者的視点から、今後の対応のあり方を検討・提言すべき（その視点からの検証は、すでに現れている事実関係を踏まえて可能であり、時間が経過していても、また、遺族の協力がなくても実施可能）

以上